

事 務 連 絡

平成30年7月9日

日本介護支援専門員協会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
日本在宅介護協会  
全国農業協同組合中央会  
日本生活協同組合連合会 御中  
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会  
市民福祉団体全国協議会  
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会  
24時間在宅ケア研究会

厚生労働省老健局振興課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要になった高齢者、障害者等の災害時要配慮者の受け入れに係る緊急対策及び職員の応援派遣について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただくとともに、都道府県等から貴会都道府県団体に、被災地域における介護施設等に対し介護職員、看護職員等について応援派遣要請があった場合には、積極的にご対応いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成30年7月7日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

事務連絡  
平成30年7月7日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成30年台風及び前線等に伴う大雨による被災者に係る  
被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、高知県の一部地域に加え、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県の一部地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。当該地域の被保険者については、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。

平成30年7月7日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。